

市政記者クラブ様

教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課

担当：鈴木（雅）、花木、天野

電話：253-9278

（訂正）名古屋市指定有形文化財の指定及び
名古屋市無形民俗文化財の登録について

令和7年4月22日付で報道発表いたしました上記の件で、内容に一部誤りがございましたのでお詫びして訂正いたします。

【訂正箇所】

①別添 p.8 上から2行目

（誤）

南区南陽の神楽屋形行事

（正）

港区南陽の神楽屋形行事

②別添 p.9 上から2行目

（誤）

南区西福田の神楽屋形行事

（正）

港区西福田の神楽屋形行事

③別添 p.9 下から2行目

（誤）

港区西福田学区の神楽屋形行事

（正）

港区西福田の神楽屋形行事

写真データあり

令和7年4月22日

市政記者クラブ様

<文化財の指定及び登録全般に関すること>

教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課

担当：鈴木（雅）、花木、天野

電話：253-9278

<銅擬宝珠 五条橋所用・名古屋城銅鯨に関すること>

観光文化交流局名古屋城総合事務所

担当：瀬川、原

電話：231-2481

名古屋市指定有形文化財の指定及び名古屋市無形民俗文化財の登録について

このたび名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例第2条に基づき、下記の文化財を名古屋市指定有形文化財に指定しましたので、お知らせします。

記

1 名古屋市指定有形文化財に指定したもの

種別	名称	員数	所在地	所有者
工芸	梵鐘	1口	名古屋市千種区城山町 1丁目47番地	宗教法人 相應寺
	銅擬宝珠 五条橋所用	6基	名古屋市中区本丸1番 1号	名古屋市
	名古屋城銅鯨 (旧江戸城銅鯨)	10点		

2 名古屋市無形民俗文化財に登録したもの

名称	申請者
一色まつり	名古屋市中川区下之一色町古川52 一色まつり保存会 会長 犬飼 竹芳
港区南陽の神楽屋形行事	名古屋市港区七島1-47 南陽学区神楽屋形保存会 会長 加藤 和政
港区西福田の神楽屋形行事	名古屋市港区新茶屋四丁目1914 新茶屋神明社神楽保存会 会長 吉田 英夫

大森宮神楽	名古屋市守山区脇田町809番地 大森宮神楽保存会 会長 周尾 崇史
志段味地区の提灯山行事	名古屋市守山区下志段味一丁目315番地 下志段味提灯山保存会 会長 加藤 博之

3 指定日及び登録日

令和7年4月22日

4 その他

○今回の指定で、名古屋市指定文化財の総数は139件、うち工芸は12件になりました。

○今回の登録で、名古屋市登録無形民俗文化財は6件になりました。

5 文化財の概要

別添、文化財の概要参照

<文化財の概要>

港区南陽の神楽屋形行事

1 おこなわれる時期および場所

(時期) 10月第1日曜日・第2日曜日

(場所) 港区南陽学区(藤前、藤高、川原、小川、橘、茶屋、七島)

2 登録の理由

港区南陽学区の7地区(藤前、藤高、川原、小川、橘、茶屋、七島)では、秋の氏神祭礼に「神楽」や「神楽屋形」と呼ばれる屋形を曳き出し、それぞれの地域内を巡行する。さらに遷宮祭などの特別な機会には、複数の地区が神楽屋形などの什物を持ち寄る「神楽寄せ」がおこなわれる。

南陽学区の各地区で神楽屋形の行事が始まった時期は定かではないが、南陽地区は江戸時代の干拓事業によって陸地化した地域であり、江戸時代末に製作された神楽屋形もあることから、江戸時代に開始したと考えられる。昭和34年(1959)の伊勢湾台風の被害によって神楽屋形の行事も中断していたが、復興を願って行事が再開される過程で、1970～80年代に修理、新調された神楽屋形もある。

各地区で毎年秋に開催される行事及び不定期に開催される「神楽寄せ」は、名古屋南西部の地域的な特色が顕著にあらわれた祭礼行事と位置付けられる。さらに、周辺地域との自治的な付き合いのために、神楽屋形を再興、新造した例もあり、伝統ある民俗慣行が現在も受け継がれているといえる。近年は新型コロナウイルスの影響で中断した時期があったものの再開しており、今後も地域で継承されていくことが期待できる。

これらのことを総合的に判断し、南陽学区をまとまりとして捉え、本行事を港区南陽の神楽屋形行事として無形民俗文化財に登録する。



藤前地区の神楽屋形(令和5年撮影)

<文化財の概要>

~~南区~~港区西福田の神楽屋形行事

1 おこなわれる時期および場所

(時期) 4月春例祭、10月第1日曜秋例祭

(場所) 新茶屋(茶屋後)地区

2 登録の理由

港区新茶屋地区では、春と秋の祭礼で神明社境内に「神楽」や「神楽屋形」と呼ばれる屋形を出し、神楽太鼓を打ち叩く。年によっては神楽屋形を曳き出して町内を巡行する。江戸時代以来の農村地域で伝えられてきた祭礼行事で、五穀豊穡を願い、豊年祭りとして行われてきたという。

新茶屋地区の神楽屋形は、文政13年(1830)に製造されたものである。旧南陽町の他地区で使用された神楽屋形と同様の年代であるため、神楽屋形行事の成立年代を確認するための資料としても位置付けられる。本体下部は、昭和34年(1959)の伊勢湾台風により破損したため修理されている。

新茶屋地区で開催される春秋の祭礼行事以外にも、港区主催行事や南陽地区主催行事にも積極的に出演しており、幅広い世代が民俗芸能を習得し披露していることから、今後も地域で継承されていくことが期待できる。

なお西福田学区には、新茶屋地区以外にも神楽屋形行事が伝承されている。西福田学区として連絡・協力するなどのつながりも強いことから、将来的には新茶屋地区以外の神楽屋形行事が登録されていくことも期待できるため、西福田地区を単位として登録することが望ましい。

これらのことを総合的に判断し、港区西福田~~学区~~の神楽屋形行事を無形民俗文化財として登録する。



新茶屋地区の神楽屋形 (昭和50年代撮影・新茶屋神明社神楽保存会提供)